

平成27年2月13日  
高 齢 福 祉 部

地域主権改革の権限移譲により制定する「世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例」の制定について

(付議の要旨)

区民意見募集の結果を踏まえ「世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例(案)」(以下「条例(案)」という。)を取りまとめたので報告する。

1 主旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第3次分)の施行により、介護保険法の一部改正が行われ、従来、国の省令で定めていた介護予防支援に関する基準について、指定権者である区市町村の条例で定めることとなった。

条例で定める基準については、厚生労働省令により示された「従うべき基準」と「参酌基準」によることとされている。

条例制定に当たり実施した区民意見募集の結果を踏まえ、条例(案)を取りまとめたので報告する。

2 条例制定に当たっての区の考え方

条例制定に当たっては、現在の介護予防支援の業務の継続性を担保し、他法令との整合を図る必要があることから、厚生労働省令の内容を基本とする。また、厚生労働省令の内容のうち、実務上の細目については規則に委任する。

3 区民意見募集の結果

条例制定に先立ち、条例の骨子案及び、条例化の対象である「厚生労働省令」について、意見募集を行った。

- (1) 実施期間 平成26年9月15日から10月6日まで
- (2) 周知方法 ホームページ、広報紙、FAX情報便(事業者向け)、電子メール(地域包括支援センター及び同運営法人向け)

(3) 意見募集の結果と区の考え方

(人数1名・件数3件)

内容	区の考え方等
受託事業者の質の安定と区民の安心のために、介護予防支援の委託先が受講する研修については、区が毎年実施するべきである。	都道府県が実施する介護支援専門員の養成研修や更新研修等の中で介護予防支援についての研修が実施されており、一定の質が担保されているものと考えているが、区が実施している介護支援専門員を対象とした独自研修（新任・現任・リーダー）においても、介護予防支援の向上に資する内容を工夫し、ケアマネジメントの質の向上を図っていく。
指定介護予防支援について、指定居宅介護支援事業所へ業務委託ができることを区民に向け周知する必要がある。	介護予防支援は、その業務の一部を居宅介護支援事業者へ委託できているが、その場合においても、介護予防支援の責任主体は介護予防支援事業者（あんしんすこやかセンター）であり、委託先の居宅介護支援事業者に対する必要な援助・指導を行うこととなっている。こうした点も含め、区では、指定介護予防支援に関する相談については、あんしんすこやかセンターへの案内を行っていく。
区は、介護予防支援の委託に係る手順を委託事業所であるあんしんすこやかセンターと、受託事業所である指定居宅介護支援事業所に対し示すべきである。	介護予防支援事業者（あんしんすこやかセンター）の意見等も踏まえ、必要があれば委託に係る手順や留意点等について検討をしていく。

4 今後のスケジュール(予定)

平成27年2月

福祉保健常任委員会報告

平成27年第1回定例会提案

4月 1日 条例施行